

維持管理業務委託仕様書（浄水場等）

（ 目 的 ）

第 1 条 この仕様書は、静岡県大井川広域水道企業団（以下「企業団」という。）の水道施設における維持管理業務の適正を期するため、維持管理業務委託（以下「業務委託」という。）に必要な事項を定めるものである。

（法令の遵守）

第 2 条 受託者は、業務委託を遂行するに当たっては、水道施設の維持管理を円滑に運営するとともにその機能を充分達成出来るよう、水道法、水道法施行令及び水道施設管理指針等の水道事業関係法令等を遵守し、遂行しなければならない。

（職種の基準）

第 3 条 各職種の基準は、次のとおりとする。

- (1) 業務総括責任者：業務全体の責任者で、第 4 条に定める資格を有し、総括の職務にあたり管理能力を有する者。
- (2) 副総括責任者：業務総括責任者の補佐及び代行ができ、水道施設管理技士（資格種類：浄水施設管理技士）3 級の有資格者、かつ、管理能力を有し、各業務の責任者としての的確な判断ができる者で、給水能力 10 万 m^3 / 日以上浄水場に関する維持管理業務の実務経験が継続して 2 年以上を有する者。
- (3) 主 任：下記のいずれかに該当する者とする。
 - ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条に規定する電気主任技術者（第 3 種以上）の資格を有する者。ただし、浄水場に関する維持管理の実務経験 1 年以上を有する者。
 - イ 水道法第 19 条第 3 項に規定する、水道技術管理者となり得る資格を有する者。
 - ウ 水道施設管理技士（資格種類：浄水施設管理技士）3 級の有資格者、又はこれと同等の能力を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者。
- (4) 技術員：基本的な技術を有し、運転管理、保守点検の業務を遂行できる者。ただし、浄水場に関する維持管理の実務経験 1 年以上を有する者。
- (5) 技能員：運転監視及び保守点検等の業務について、必要とされる技能を伴った補助業務が行える者。

（業務総括責任者の選任）

第 4 条 受託者は業務総括責任者を定め、書面をもって企業団へ提出の上、承諾を得なければならない。また、業務総括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 業務総括責任者は、運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、水道浄水施設、工業

用水施設及びこれに準ずる水処理施設の維持管理において、次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。

- (1) 水道法第 19 条第 3 項に規定する、水道技術管理者となり得る資格を有し、給水能力 10 万 m^3 /日以上の浄水場に関する維持管理業務において主任以上の役職での実務経験 1 年以上を有する者。
- (2) 水道施設管理技士（資格種類：浄水施設管理技士）2 級以上の資格を有し、給水能力 10 万 m^3 /日以上の浄水場に関する維持管理業務において主任以上の役職での実務経験 1 年以上を有する者。

（業務総括責任者の職務）

第 5 条 業務代理人は、次の職務を専任とする。

- (1) 受託者における現場の最高責任者として従業員の指揮・監督を行なう。
- (2) 契約書、各仕様書及びその他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解し、業務を履行する。
- (3) 業務の執行状況を随時企業団へ報告し、必要に応じて協議を行なう。
- (4) 維持管理業務に従事する者に対し管理技術等の教育を行い、技術の向上、事故の防止に努める。

（副総括責任者の選任）

第 6 条 受託者は副総括責任者を定め、書面をもって企業団へ提出の上、承諾を得なければならない。また、副総括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 副総括責任者は業務総括責任者が休暇または疾病等により不在の場合に業務総括責任者に代わって勤務できるよう選任すること。

（従事者の選任）

第 7 条 受託者は主任、技術員、技能員を定め、書面をもって企業団へ提出の上、承諾を得なければならない。また、従事者を変更した場合も同様とする。

（不適格者の取り消し）

第 8 条 受託者は、業務従事者で業務に遂行上不適格と認められる者がいる場合は企業団の指示に従い改めて選任するものとする。この場合、速やかに企業団と協議して日常の維持管理業務に支障がないようにしなければならない。

（提出書類等）

第 9 条 受託者は、次に掲げる書類を期限までに作成し、企業団へ提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 作業計画書 | 契約締結後 10 日以内 |
| (2) 業務総括責任者、副総括責任者通知書 | 契約時 |
| (3) 業務工程表 | 契約時 |
| (4) 主任、技術員及び技能員選任届 | 契約時 |

(5) 水道用薬品 品質保証書、化学物質等安全データシート、 計量証明書		契約時
(6) 履歴書、写真、健康診断書		選任時
(7) 維持管理業務実施予定表	毎月分	前月 25 日まで
(8) 維持管理業務報告書	①日報	翌日
	②月間実績表	翌月 7 日まで
(9) 勤務予定表	毎月分	前月 25 日まで
(10) 点検簿等		翌月 7 日まで
(11) 水道用薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）調達 調達数量、管理業務報告書		翌月 7 日まで

（書類の整備）

第 10 条 受託者は、前条の提出書類の他、業務委託の遂行上必要な書類等を常に整備し、業務内容を明らかにしておかなければならない。

なお、提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

（業務委託の心得）

第 11 条 受託者は、技術員の勤務等について、維持管理業務の公共的使命の重大性と特殊性を充分理解させ、労働基準法等関係法令を遵守し勤務させなければならない。

（服 務 規 律）

第 12 条 服務規律は、次のとおりとする。

- (1) 作業服を正しく着用し、身だしなみに留意すると共に氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動、態度をもって対応すること。
- (3) 規律ある行動をとること。
- (4) 企業団職員の許可なく持ち場を離れないこと。
- (5) 職場を整理、整頓すると共に衛生面にも配慮すること。
- (6) 維持管理業務の実施中に知り得た機密及び企業団等の行政事務に関する事項は他に漏らしてはならない。

（労働安全指導）

第 13 条 受託者は、維持管理業務の遂行上危険性を伴う作業については、業務従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故防止等に努めなければならない。

（保健衛生の管理）

第 14 条 受託者は、維持管理業務の性質上他に及ぼす影響が大きいため、業務従事者の保健衛生面の管理を十分にしなければならない。

なお、受託者の責任において、業務従事者に対し水道法で定められている定期及び臨時の健康診断等を行い、この結果を企業団に報告しなければならない。

(事故発生時の措置)

第 15 条 受託者は、維持管理業務の遂行中に事故が発生した場合、応急措置を行うと共に直ちに企業団職員に連絡すること。

(緊急時の対策)

第 16 条 業務総括責任者は、地震、大雨、台風等緊急事態発生に備え、勤務外の業務従事者の非常呼び出し等の実施体制を書面にて企業団に提出しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第 17 条 翌年度の業務委託者が異なる場合の業務引継ぎは、年度末までに行い、運転・監視業務に支障が生じないように十分配慮して行うこと。

(疑義の解釈)

第 18 条 この仕様書の定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び業務委託の遂行に当たり、不明な事項については、委託者、受託者双方協議して、これを決定する。